

平成22年第2回教育委員会臨時会記録

平成22年5月24日（月）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成22年5月24日(月) 午後4時07分～午後4時31分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 大橋辰雄 委員 宮坂公夫
職務代理者 安本ゆみ 教育長 井出隆安

欠席委員 委員長 大藏 雄之助

出席説明員 事務局次長 吉田順之 教育改革担当長 渡辺 均
庶務課長 北風 進 教育人事企画長 佐藤 浩
教育改革推進課長 岡本勝実 学校適正配置担当課長 齊藤俊朗
学務課長 日暮修通 社会教育スポーツ課長 植田敏郎
済美教育センター所長 玉山雅夫 済美教育センター事務統括指導主事 田中 稔
中央図書館長 和田義広

事務局職員 庶務係長 日下部 仁 法規担当係長 佐野 太一
担当書記 島崎和也

傍聴者数 0名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第59号 杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第60号 杉並区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第61号 公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第62号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第63号 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例

議案第64号 杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例

議案第65号 平成22年度杉並区一般会計補正予算（第1号）

目 次

議事録署名委員の指名について	4
議案審議	
議案第59号 杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する 条例	4
議案第60号 杉並区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正す る条例	5
議案第61号 公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例の一 部を改正する条例	6
議案第62号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関 する条例の一部を改正する条例	7
議案第63号 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関す る条例の一部を改正する条例	9
議案第64号 杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例	11
議案第65号 平成22年度杉並区一般会計補正予算（第1号）	11

委員長職務代理者 ただいまから平成22年第2回教育委員会臨時会を開催いたします。

本日、大藏委員長はご都合のため欠席ですので、私、職務代理である大橋が委員長代理を務めさせていただきます。

また、委員長欠席でございますが、定足数には足りておりますので、この委員会は成立するということとなります。

本日の議事録の署名委員は、安本委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内のとおり議案が7件となっております。

日程第1、議案第59号から日程第7、議案第65号までのすべての議案が、平成22年第2回区議会定例会の提出予定議案で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第29条に基づく区長からの意見聴取案件となっております。

以上の議案の審議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条により、会議を非公開にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長職務代理者 異議がないようですので、議案第59号から議案第65号の審議につきまして、会議を非公開といたします。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第1、議案第59号「杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、審議いたします。

庶務課長、お願いいたします。

庶務課長 議案第59号につきましてご説明を申し上げます。

平成22年3月、厳しい雇用失業情勢を踏まえまして、非正規労働者に対するセーフティネットの強化、雇用保険の財政基盤の強化等を図るため、雇用保険法の一部が改正になりました。

公務員に対しましては、雇用保険制度の適用はございませんけれども、日雇い労働者の被保険期間の特例に関する規定が追加されましたことによりまして、杉並区職員の退職手当に関する条例が引用している雇用保険法の条項を改めるため、規定の整備を図る必要がございます。

本条例は、学校教育職員及び幼稚園教育職員にも適用されることから、この条例案を提出するにあたり、教育委員会に意見聴取がなされたものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

1ページでは第15条第8項第4号中、2ページでは第11項第1号及び第2号で引用しております、第56条の2を第56条の3に改めるものです。

最後に施行期日でございますけれども、公布の日からとしてございます。

以上で説明を終わります。

議案の朗読は省略させていただきます。

委員長職務代理者 ありがとうございます。

ただいまのご説明にご質問、ご意見ありませんか。

(「なし」の声)

委員長職務代理者 それでは、ないようですので、議案第59号は原案のとおり可決して異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

委員長職務代理者 異議がございませんので、議案第59号は原案のとおり可決いたします。

それでは、続きまして日程第2、議案第60号「杉並区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、審議いたします。

続いて、庶務課長のほうからご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第60号につきましてご説明申し上げます。

家族を構成する男女が共に家族生活における責任を担いつつ、仕事と生活の調和を図り、勤務環境を整備するため、平成21年11月、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、配偶者が育児休業をしている職員につきましても、育児休業、育児短時間勤務及び部分休業をすることができるようにする等の制度の見直しが行われました。

このことに伴いまして、法の規定により条例で定めることとされております、育児休業をすることができない職員の範囲を改める等の必要がございます。

本条例は、学校教育職員及び幼稚園教育職員にも適用されることから、この条例案を提出するにあたり、教育委員会に意見聴取がなされたものでございます。

改正の内容でございます。新旧対照表の1ページをご覧ください。

改正の第1点でございます。育児休業をすることができない職員の範囲を改めるものです。

現在、配偶者が育児休業をしている場合、及び、いわゆる専業主婦など職員以外の親が常態として子を養育することができる場合につきまして、職員は育児休業をすることができないこととしておりますが、配偶者の育児休業の取得又は就業の有無にかかわらず、育児休業をすることができるよう改めるものです。

新旧対照表2ページをご覧ください。

改正の第2点でございます。第2条の2として、子の出生の日から一定期間内に最初の育児休業をした場合の特例に関する規定を設けるものです。

育児休業につきましては、特別な事情がある場合を除きまして、再度の育児休業をすることが

できないこととされておりますが、法の改正により、子の出生の日から人事院規則で定める期間を基準として、条例で定める期間内に最初の育児休業をした場合には、特別な事情がない場合であっても、再度の育児休業をすることができることとされたことに伴い、条例で定める期間を人事院規則で定める期間と同一の57日間と定めるものです。

次に、新旧対照表3ページをご覧ください。

改正の第3点でございます。第3条第4号の再度の育児休業をすることができる特別な事情を改めるものです。

現在、職員が育児休業等計画書を提出して、夫婦が交互に育児休業をする場合には、再度の育児休業をすることができることとしておりますが、夫婦が交互に育児休業をしたかどうかにかかわらず、職員が育児休業等計画書を提出して、最初の育児休業をした後、3カ月以上経過した場合には、再度の育児休業をすることができるとするものです。

また、改正の第1点については、育児短時間勤務及び部分休業についても同様の改正を行い、改正の第3点につきましては、育児短時間勤務についても同様の改正を行っております。

最後に附則でございますが、施行期日は法の施行に合わせ、平成22年6月30日としております。

附則第2項及び第3項は、必要な経過措置を定め、改正後の条例の規定による育児休業、育児短時間勤務または部分休業の承認の請求は、この条例の施行前においても行うことができること等を定めてございます。

以上で説明を終わります。

議案の朗読は省略させていただきます。

委員長職務代理者 ただいまのご説明に質問、ご意見はございますか。ないでしょうか。

(「なし」の声)

委員長職務代理者 質問、意見がないようですので、議案第60号は原案のとおり可決して異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

委員長職務代理者 異議がございませんので、議案第60号は原案のとおり可決いたします。

次に、日程第3、議案第61号「公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、審議いたします。

庶務課長から、続いてご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第61号につきましてご説明申し上げます。

区から公益的法人等に派遣している区職員の給与につきましては、これまで区が給与費相当の補助金を派遣先団体に支出し、派遣先団体が給与を支給してきたところでございます。

しかしながら、先般、他自治体における同様の支給方法をめぐり、司法判断がなされたことに伴いまして、この度、当該派遣職員に対する給与の支給方法を見直しまして、区が直接、当該派遣職員に給与を支給できることといたしました。

このことに伴いまして、派遣職員の給与の支給に関する事項を定める必要がございます。

学校教育職員及び幼稚園教育職員の派遣実績はございませんけれども、本条例の適用を受けることから、この条例案を提出するに当たり、教育委員会に意見聴取がなされたものでございます。改正の内容でございます。

新旧対照表 1 ページから 2 ページをご覧ください。

派遣職員のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第 6 条第 2 項に規定します、地方公共団体の委託を受けて行う業務、地方公共団体と共同して行う業務等に従事する者には、その職員派遣の期間中、一般の職員と同様の給料及び手当を支給することができることを定めるほか、必要な規定整備を行うものです。

新旧対象表の 5 ページから 6 ページをご覧ください。

この改正に伴いまして、附則第 3 項では、杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正し、公益的法人等への派遣職員には給与を支給しないとする規定を削除しております。

附則第 4 項では、杉並区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正し、公益的法人等に派遣された場合に支給される給料に教職調整額を含める規定を加えてございます。

新旧対象表の 7 ページから 8 ページでございますが、同様に附則第 5 項では、杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を、附則第 6 項では、杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改めてございます。

最後に施行期日でございますが、平成 22 年 7 月 1 日としてございます。

以上で説明を終わります。

議案の朗読は省略させていただきます。

委員長職務代理者 それでは、ただいまのご説明にご質問、ご意見ありますか。

(「なし」の声)

委員長職務代理者 では、議案第 61 号は原案のとおり可決して異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長職務代理者 異議がございませんので、議案第 61 号は原案のとおり可決いたします。

次に、日程第 4、議案第 62 号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、審議いたします。

庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第62号につきましてご説明申し上げます。

少子化対策の観点から、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境を整備することにより、仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、平成21年7月、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正され、任命権者は3歳に満たない子を養育する職員が請求した場合には、所定労働時間を超えて勤務しないことを承認しなければならないこととされました。また、職員は任命権者の承認を受けて、介護のための短期の休暇を取得することができることとされました。

このことに伴い、3歳に満たない子の育児を行う職員の超過勤務の制限に係る制度を導入する等の必要があるため、この条例案を提出するにあたり、教育委員会に意見聴取がなされたものでございます。

改正の内容でございますが、新旧対象表の1ページをご覧ください。

改正の第1点は、第11条の2として、3歳に満たない子の育児を行う職員の超過勤務の制限に関する規定を定めるものです。

教育委員会は3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならないこととしてございます。

新旧対象表の2ページをご覧ください。

改正の第2点でございます。第11条の3として、小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限について定めるものです。

教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、規則で定める時間を超えて、超過勤務をさせてはならないこととしています。

また、第2項では、職員が要介護者を介護するために請求した場合についても同様としてございます。

なお、規則で定める時間は、一月で24時間、1年で150時間と定める予定でございます。

新旧対照表の3ページをご覧ください。

改正の第3点でございます。第17条の特別休暇として、新たに短期の介護休暇を制度化するものです。

特別休暇について必要な事項は、規則で定めることとしてございますけれども、要介護者の介護、通院等の付き添いなどの世話をを行うため、規則で年に5日、要介護者が複数の場合には、1年に10日取得することができることとする予定でございます。

最後に附則でございます。施行期日は法の施行に合わせ、平成22年6月30日としてございます。

附則第2項では、改正後の条例に規定する超過勤務の制限に係る請求は、この条例の施行前においても行うことができる旨、定めてございます。

以上で説明を終わります。

議案の朗読は省略させていただきます。

委員長職務代理者 ただいまのご説明にご質問、ご意見ございますか。

(「なし」の声)

委員長職務代理者 それでは、ないようですので、議案第62号は原案のとおり可決して異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長職務代理者 異議がございませんので、議案第62号は原案のとおり可決いたします。

続きまして、日程第5、議案第63号「杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、審議いたします。

庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第63号につきましてご説明申し上げます。

このたび東京都は、学校職員について、先ほど杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でご説明いたしました、3歳に満たない子の育児を行う職員の超過勤務を制限する制度及び短期の介護休暇制度を導入することとしたところでございます。

また、平成20年12月、労働基準法の一部が改正されたことに伴い、月60時間を超える超過勤務に係る超過勤務手当の支給割合を引き上げるとともに、引き上げ相当分の超過勤務手当の支給にかえて、1日または4時間単位で有給の休暇を付与する超勤代休時間制度を導入したところでございます。

これらのことを受けまして、区が採用を行う学校教育職員についても、都費負担教職員と同一の職場における同一の勤務内容であることと等を勘案し、東京都と同一の制度を導入することとしました。

このことに伴い、3歳に満たない子の育児を行う学校教育職員の超過勤務の制限に係る制度を導入する等の必要があるため、この条例案を提出するにあたり、教育委員会に意見聴取がなされたものでございます。

改正の内容でございます。

新旧対照表の2ページをご覧ください。

第11条の2として、3歳に満たない子の育児を行う学校教育職員の超過勤務の制限に関する規

定を定めてございます。

新旧対照表の3ページでございますが、第12条では、従前規定のございました、小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う学校教育職員の超過勤務の制限について、請求することができる学校教育職員の範囲を改め、職員の配偶者が就業していないなど、常態として子を養育することができる場合でも、請求することができることといたしてございます。

新旧対照表の4ページから5ページをご覧ください。

第12条の2として、超勤代休時間について新たに規定し、超勤代休時間の取得を承認された場合は、当該超勤代休時間には正規の勤務時間において勤務することを要しないこととしてございます。

新旧対照表の6ページをご覧ください。

第18条の特別休暇として、新たに短期の介護休暇を制度化してございます。

新旧対照表の7ページ以降をご覧ください。

この改正に伴い、附則第3項で杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正し、超勤代休時間制度の導入に伴う規定の整備を行ってございます。

最後に、施行期日は平成22年6月30日とし、附則第2項で準備行為の規定を定めてございます。

以上で説明を終わります。

議案の朗読は省略させていただきます。

委員長職務代理者 ただいまの説明にご質問、ご意見ございますか。

宮坂委員 内容がどうこうということではないんですけれども、ちょっと質問なんですけど、この育児休暇ですか、育児、要介護者のこの場合は、これは子どもが3歳未満の場合には両親どちらかという規定があるんですか。2人ともやってもいいんですか、2人とも同時に育児休暇を取るということは。

庶務課長 現在は、一方が働いていない場合は取得できません。今回は、働いていなくても取れるということですから、どちらもとれると。

宮坂委員 2人同時に取るということも可能なんですか。

庶務課長 はい。

宮坂委員 わかりました。ありがとうございます。

委員長職務代理者 他によろしいでしょうか。

(「なし」の声)

委員長職務代理者 それでは、ないようですので、議案第63号は原案のとおり可決して異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長職務代理者 異議がございませんので、議案第63号は原案のとおり可決いたします。

次に、日程第6、議案第64号「杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、審議いたします。

庶務課長からお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第64号につきましてご説明申し上げます。

杉並区上井草運動場は、平成10年2月にゲートボール場を設置し、区民の利用に供してきたところでございます。今般、多様化する区民のスポーツ活動へのニーズにこたえるため、同運動場の一層の充実を図ることとしまして、同運動場のゲートボール場を多目的に利用できる小運動場に改修することといたしました。このことに伴いまして、小運動場の利用料金を定める等の必要があるため、この条例の提出にあたり、教育委員会に意見聴取がなされたものです。

改正の内容でございます。

改修後の小運動場の利用料金を定めるもので、面積が同程度である庭球場と同額の2時間800円としてございます。このほか、開場時間を午後9時までとするため、照明設備の利用料金を徴収する施設に、小運動場及びゲートボール場を加えるものです。

最後に、施行期日は平成22年9月1日とし、附則第2項で小運動場の使用の承認に必要な準備行為の規定を定めてございます。

以上で説明を終わります。

議案の朗読は省略させていただきます。

委員長職務代理者 ただいまの説明にご質問、ご意見ございますか。

(「なし」の声)

委員長職務代理者 それでは、ないようですので、議案第64号は原案のとおり可決して異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長職務代理者 異議がございませんので、議案第64号は原案のとおり可決いたします。

それでは、最後に日程第7、議案第65号「平成22年度杉並区一般会計補正予算(第1号)」について上程し、審議いたします。

庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第65号「平成22年度杉並区一般会計補正予算(第1号)」についてご説明いたします。

表紙から3枚目の補正予算概要の1ページ目をご覧ください。

今回の教育費補正予算については3事業でございます。

まず、事務事業名、教育費のうち学校教育への支援でございますが、637万4,000円の補正を行うものでございます。内容といたしましては、学校におけるスポーツ教育の推進や生活習慣、運動習慣の定着等に関しまして、モデル校を選定し実践研究を行うこと。また、済美教育センターの学校図書館サポートデスクの支援による、学校図書館の有効な活用方法等に関する調査研究を行うため、経費を計上するものでございます。

なお、当該経費につきましては、全額、国及び都の委託金を財源といたしてございます。

次に、統合校の施設整備事業におきまして、3,516万円の補正を行います。内容でございますが、永福南小と永福小との統合を進めるに当たり、永福小の普通教室に不足が見込まれるため、新たな体育館棟にプール、特別教室を2室程度取り込みまして重層化を図るとともに、既存校舎の改修等を行うための調査、設計費を計上するものでございます。

最後に、財団法人杉並区スポーツ振興財団への助成2,579万8,000円の減額補正でございます。これまで、区から公益的法人に派遣をしてございます職員の給与につきましては、区が給与相当額を補助金として派遣先団体に支出をし、派遣先団体で給与を支給してきたものを、先ほど条例改正案でご説明しましたとおり、区が直接、派遣職員に給与を支給できることといたしましたことに伴いまして、補助金のうち派遣職員に係る人件費を減額補正するものでございます。

1ページおめくりいただきまして、教育費の補正予算額を財源別に記載してございます。

今回の補正予算の総額は、増額補正分としまして4,153万4,000円と、減額補正分2,579万8,000円との相殺で、1,573万6,000円の補正額となります。

教育費の総額については記載のとおりでございます。

議案第65号についての説明は以上でございます。

委員長職務代理者 それでは、ただいまのご説明に質問、ご意見ございますか。

安本委員 ごめんなさい、ちょっと聞き逃しちゃったんですけども、学校教育への支援で、済美教育センターのほうはわかったんですが、その前のをもう一度、ちょっと教えていただけますか。

庶務課長 学校におけるスポーツ教育の推進、生活習慣、運動習慣の定着等について、モデル校を選定して実践研究を行います。

安本委員 モデル校を選定。

庶務課長 はい。

安本委員 わかりました。ありがとうございました。

委員長職務代理者 他によろしいでしょうか。

(「なし」の声)

委員長職務代理者 それでは、特にございませんで、議案第65号は原案のとおり可決して異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長職務代理者 異議がございませんで、議案第65号は原案のとおり可決いたします。

以上で予定されました日程は、全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

ありがとうございました。